

# 平成21年度実績評価書要旨

担当部局名：  
職業安定局首席職業指導官室  
職業安定局需給調整事業課

評価実施時期：平成21年8月

施策名	公共職業安定機関等における需給調整機能を強化すること  (IV-1-1)	政策体系上の位置付け 基本目標IV 経済・社会の変化に伴い多様な働き方が求められる労働市場において労働者の職業の安定を図ること 施策目標1 労働力需給のミスマッチの解消を図るために需給調整機能を強化すること
施策の概要	<p>1 求職者のニーズに応じた求人確保、早期再就職に向けた個別支援の推進、求人者サービスの充実による就職促進 (1) 目的等 公共職業安定所において、個々の求人・求職者のニーズにあつたきめ細かな職業相談・職業紹介を実施し、労働市場における需給調整機能の強化を図る。</p> <p>2 労働者派遣事業、職業紹介事業等の適正な運営の確保 (1) 目的等 職業安定機関以外の者の行う職業紹介事業等が労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整に果たすべき役割にかんがみその適正な運営を確保すること等により、各人にその有する能力に適合する職業に就く機会を与え、及び産業に必要な労働力を充足し、職業の安定を図る。 また、労働力の需給の適正な調整を図るため、労働者派遣事業の適正な運営の確保に関する措置を講ずるとともに、派遣労働者の就業に関する条件の整備を図り、もって派遣労働者の雇用の安定等に資する。</p> <p>3 官民の連携による労働力需給調整機能の強化 求職者が、インターネットを利用して官民の参加機関（民間職業紹介事業者、民間求人情報提供事業者、公共職業安定所等）の有する豊富な求人情報等を一覧し、希望に合致する求人情報等を検索することを可能とするシステムである「しごと情報ネット」を運営することにより、求人情報等へのアクセスの円滑化を図る。</p>	
	<p><b>【評価結果の概要】</b></p> <p>(現状分析（施策の必要性）)</p> <p>平成20年度の雇用失業情勢は、世界的な金融危機の影響等により、平成21年3月には、有効求人倍率（季節調整値）が0.52倍（平成14年4月以来6年11か月ぶりの水準）、完全失業率（季節調整値）が4.8%（平成16年8月以来4年7か月ぶりの水準）、正社員の有効求人倍率が0.32倍になるなど、その厳しさが増しているところである。また、非正規労働者の雇止め数の状況が、平成20年10月から平成21年3月までにおいて約18万人となるなど、非正規労働者の雇止め等が大きな問題となったところである。</p> <p>このため、公共職業安定所において、個々の求人・求職者のニーズにきめ細かな職業相談・職業紹介を実施するとともに、能力・経験や求職活動のノウハウの不足等により、安定した職業に就くことが難しい非正規労働者等に対して、担当者制によるきめ細かな就職支援等も活用し、その労働力需給調整機能の強化を図ることが一段と重要となっている。</p> <p>なお、平成20年12月末に雇止め等が大量に発生した状況を踏まえ、公共職業安定所において、非正規労働者就労支援センター等の特別の相談窓口や年末緊急職業相談窓口を開設し、非正規労働者等に対する職業相談・求人情報の提供・住宅確保にかかる相談を実施したところである。</p> <p>また、官のみならず、以下のとおり事業所数が増加傾向にある職業紹介事業、労働者派遣事業等の適正な運営を確保し、産業構造の変化や働き方の多様化等に対応し、労働力需給の迅速、円滑かつ的確な結合が図られるようにする必要性も高まっている。加えて、官民の連携による労働力需給調整機能の強化により、悪化する雇用失業情勢等に対応する必要もある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般労働者派遣事業 27,572事業所（平成21年3月現在）（対前年度比約7.8%増加）</li> <li>・特定労働者派遣事業 56,033事業所（平成21年3月現在）（対前年度比約26.0%増加）</li> <li>・有料職業紹介事業 17,700事業所（平成21年3月現在）（対前年度比約14.5%増加）</li> <li>・無料職業紹介事業（※） 679事業所（平成21年3月現在）（対前年度比約5.0%増加）</li> </ul> <p>（※）学校等、特別の法人及び地方公共団体によるものを除く</p> <p>さらに、労働者派遣制度については、日雇派遣など社会的に問題のある形態が出てきているほか、やむを得ず労働者派遣を選択する者の存在や法違反事案の顕在化などが課題となっており、これらに的確に対応する必要がある。</p>	

(有効性)

(1) 雇用失業情勢の厳しさが増し、前述のとおり、平成21年3月には有効求人倍率が0.52倍となり、また、平成20年度の有効求人倍率が昨年度比で▲0.25ポイントと急減、再就職が非常に困難になっている中で、就職件数の減少率は6.3%減にとどまり、求人の充足率は、目標水準を上回っていること等を踏まえれば、公共職業安定所の就職率及び雇用保険受給者の早期再就職割合については、目標水準に達しなかったものの、個々の求人・求職者のニーズに合ったきめ細かな職業相談・職業紹介を実施したこと等により、公共職業安定所の需給調整機能は、有効に機能したものと評価できる。

(2) 労働者派遣事業、職業紹介事業等を行う者等の指導監督については、集団指導、文書の送付による指導等を実施するとともに、定期的に又は申告等に応じて、事業所を訪問し、指導監督を実施したところである。これらの指導監督により職業安定法第5条の3の違反率の低下等法令違反が是正され、職業紹介事業の適正な運営の確保が有効に図られている。一方、労働者派遣事業アドバイザーの相談により解決した苦情等の処理件数については減少(平成20年度188(対前年度比98.7%減))しており、見直しを検討するが、事業全体としては、各都道府県労働局において派遣元事業主、派遣先、派遣労働者向けセミナーを開催する等労働者派遣事業の適正な運営の確保が有効に図られているところである。

(3) しごと情報ネットへの1日当たりのアクセス件数(平成20年度約120万件)及び求人情報件数(平成20年度約68万件)については、雇用情勢の影響等により実績の増減が見られるが、求人情報提供サイトとして引き続き高い水準を保っているところである。さらに、しごと情報ネットの参加機関数(平成21年3月31日現在10,613機関)が増加していることから、しごと情報ネットの運営により、求人情報等へのアクセスの円滑化が有効に図られていると評価できる。

(効率性)

(1) 雇用失業情勢の厳しさが増し、前述のとおり、平成21年3月の有効求人倍率が0.52倍、また、平成20年度の有効求人倍率が昨年度比で▲0.25ポイントと急減している中、個々の求人・求職者のニーズに合ったきめ細かな職業相談・職業紹介を実施するために、未充足求人のフォローアップを徹底することなどにより、求人の充足率を向上(平成20年度目標達成率112%)させたことから、効率的な事業の実施が図られていると評価できる。

(2) 労働者派遣事業、職業紹介事業等を行う者等の指導監督については、計画的かつ効果的に実施するために、重点対象を選定するとともに、集団指導、文書の送付による指導、事業所訪問による指導監督等多用な手法を活用し、効率的な実施が図られている。また、労働者派遣事業アドバイザーを設置し、労働者からの苦情の処理についての事業所からの相談等を一元的に受け付けており、労働者派遣事業の適正な運営の確保が効率的に図られていると評価できる。

(3) しごと情報ネットは、インターネットの利用により、一か所のシステム整備コスト及び運用コストをもって、全国の多数の求職者が、官民の参加機関の有する豊富な求人情報等を一覽し、希望に合致する求人情報等を検索することを可能とするものであり、求人情報等へのアクセスの円滑化が効率的に図られていると評価できる。

(総合的な評価)

(1) 雇用失業情勢の厳しさが増し、公共職業安定所の需給調整機能の強化がますます必要となっているところ、前述のとおり、その有効性や効率性は、ともに評価できるものである。

しかしながら、この雇用失業情勢の悪化に対しては、従来の事業に引き続き取り組むのみならず、公共職業安定所における人員・組織体制の抜本的充実・強化が必要不可欠であり、平成21年度補正予算により求人開拓の実施体制の強化等を行ったところである。

なお、今後、同補正予算による求人開拓の実施体制の強化等の効果が得られるものと見込まれるところであるが、本年5月の雇用失業情勢において、有効求人倍率(季節調整値)が0.44倍、完全失業率(季節調整値)が5.2%、正社員の有効求人倍率が0.24倍となるなど、引き続き厳しい情勢が続いているところであること、また、非正規労働者の雇止め数の状況についても同様に、平成20年10月から本年9月までにおいて約22万人と見込まれるなど、今後とも厳しい情勢が続くことが懸念されると

施策に関する  
評価結果の概  
要と達成すべき  
目標等

ころであることから、雇用保険受給者を含めた非正規労働者等に対する就職支援について、更なる効果的・効率的な事業運営の検討等を行う必要があると考えている。

(2) 労働者派遣事業、職業紹介事業等を行う者等の指導監督については、平成20年度において、職業安定法第5条の3の違反率及び第32条の15の違反率が減少するなど、成果で出ていると評価でき、引き続き実施する必要があると考えられる。

また、事業全体としては、各都道府県労働局において派遣元事業主、派遣先及び派遣労働者向けセミナーを開催するなど、労働者派遣事業の円滑な運営が図られていると評価できるところであるが、労働者派遣事業アドバイザーについては、事業実績を踏まえ見直しを検討することとする。

(3) しごと情報ネットを通じて利用者が求人情報に応募するなど具体的行動を起こした割合(予定も含む)については、「平成20年度しごと情報ネット求職者アンケート調査」によると35%を上回っており、利用者の求職活動のツールとしても一定の効果を上げていると評価でき、今後とも引き続き制度の円滑な運用が必要である。

なお、平成21年度補正予算により造成した「緊急人材育成・就職支援基金」により、公共職業安定所が中心となって、再就職や生活への支援を総合的に実施することとしたところである。具体的には、実習型雇用や職場体験を通じた正規の雇入れの促進を図るほか、民間職業紹介事業者を活用し、長期失業者や住居を喪失し就職活動が困難な者に対する再就職支援の強化等を、平成21年7月より順次実施している。

(評価結果の分類)

i	施策目標の終了・廃止を検討(該当する場合に○)
ii	施策目標を継続(該当する場合に次のいずれか1つに○)
	(イ) 施策全体として予算規模の縮小等の見直しを検討
	(ロ) 見直しを行わず引き続き実施
	(ハ) 施策全体として予算の新規要求、拡充要求等の見直しを検討
iii	機構：定員要求を検討(該当する場合に○)
(理由)	
事業の実施状況等を踏まえ、効率的な運用を図ることなどで、予算規模の縮小を検討しているが、早急な対策が求められている分野については拡充を図るなど、施策目標の達成に向け、メリハリをつけた措置を講じる。	

【達成すべき目標、測定指標、目標期間、測定結果 等】

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H16	H17	H18	H19	H20
1 公共職業安定所の求職者の就職率(常用)(%) (31%以上/平成20年度)	30.7 【102%】	31.6 【99%】	32.4 【101%】	31.8 【96%】	25.4 【82%】
2 雇用保険受給者の早期再就職割合(%) (31%以上/平成20年度)	13.6 【113%】	14.0 【93%】	15.1 【90%】	29.6 【99%】	23.1 【75%】
3 公共職業安定所の求人の充足率(常用)(%) (22%以上/平成20年度)	21.6 【-%】	20.5 【-%】	20.3 【-%】	21.1 【-%】	24.6 【112%】
4 職業安定法第5条の3(労働条件等の明示)の違反率(%) (前年度より1ポイント以上減少/平成20年度)	- 【-%】	9.3 【-%】	8.9 【40%】	8.3 【60%】	7.7 【60%】
5 職業安定法第32条の15(帳簿の備付け)の違反率(%) (前年度より1ポイント以上減少/平成20年度)	- 【-%】	10.7 【-%】	10.3 【40%】	9.1 【120%】	7.3 【180%】
6 労働者派遣事業アドバイザーの相談により解決した苦情等の処理件数(件) (前年度以上/平成20年度)	- 【-%】	- 【-%】	13,203 【-%】	14,472 【110%】	188 【1.3%】 ※
7 しごと情報ネットの利用者がこれを通じて求人情報に応募するなど具体的行動を起こした割合(%) (35%以上/平成20年度)	- 【-%】	- 【-%】	35.7 【102%】	38.6 【110%】	35.3 【101%】
(調査名・資料出所、備考) ①指標1～3 資料出所：職業安定局調べによる。 備考： ・公共職業安定所の求職者の就職率は、公共職業安定所に求職申込みをした求職者に対する就職者の比率をいい、					

求職者のうち公共職業安定所から紹介あっせんを受け、求人者との間に雇用関係が成立したものの割合である。なお、平成20年度からは、季節的・一時的な労働需要等を除き、公共職業安定所の職業相談・職業紹介の取組の成果を正確に反映させるため、臨時雇用・季節雇用を除く常用雇用のみにより集計している。

- ・雇用保険受給者の早期再就職割合については、雇用保険の基本手当の受給資格決定件数に対する給付日数を3分の2以上残して就職した者の割合である。平成18年度までは上記要件に加えて再就職手当を受給した者の割合としていたが、公共職業安定所における職業相談・職業紹介の取組の成果をより正確に反映させるため、平成19年度からは集計方法を改めた。
- ・公共職業安定所の求人充足率は、公共職業安定所で受理した常用（臨時・季節を除くもの）求人に対して充足した求人の割合であり、目標設定を行ったのは、平成20年度からである。

◎指標4～6  
資料出所：職業安定局調べによる。

※指標5については、平成19年度末に競争入札の公示を行ったところ、応札がなかったため、事業仕様の見直しを行った上で、平成20年5月に再公示を行い、平成20年7月1日から事業を開始したため、受託者の変更、事業実施期間の短縮及び相談拠点の縮小等、前年度との単純比較が困難となったもの。

◎指標7  
資料出所：「平成20年度しごと情報ネット求職者アンケート調査」（財団法人雇用情報センター調べ。）による。

備考：

- ・インターネットによるモニターリサーチ調査。
- ・アンケート調査回答時点で応募などの具体的な行動を起こす予定としている者を含む。

関係する施政方針演説等内閣の重要政策(主なもの)	施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
	安心実現のための緊急総合対策など	平成20年8月29日	非正規労働者就労支援センター及び非正規労働者就労支援コーナーの設置・拡充等